

加古川市介護サービス事業者等の監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第76条の2第5項、第77条第2項、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第91条の2第5項、第92条第2項、第100条、第103条第5項、第104条第2項、第114条の2、第114条の5第5項、第114条の6第2項、第115条の7、第115条の8第5項、第115条の9第2項、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28、第115条の29、第115条の45の7、第115条の45の8及び第115条の45の9の規定に基づき、介護保険事業者及び施設に対して行う介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る加古川市介護サービス事業者等の指導実施要綱第1条に規定する居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容及び介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査について、必要な事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(監査の対象)

第2条 監査の対象は、所在地又は開設の場所（以下「所在地等」という。）が本市にある又は所在地等が本市の区域外にあり本市が介護給付等を行う介護保険事業者及び施設であって、次の各号のいずれかに該当する者（以下「介護サービス事業者等」という。）とする。

- (1) 法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）

- (2) 法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）
- (3) 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）
- (4) 法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者（以下「指定介護老人福祉施設開設者等」という。）
- (5) 法第48条第1項第2号に規定する指定介護老人保健施設の開設者、指定介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者（以下「指定介護老人保健施設開設者等」という。）
- (6) 法第48条第1項第3号に規定する介護医療院の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者又は介護医療院の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であった者（以下「指定介護医療院開設者等」という）
- (7) 法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）
- (8) 法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者等」という。）
- (9) 法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当

該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防支援事業者等」という。）

(10) 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は介護予防・日常生活支援総合事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定事業者等」という。）

(11) 法第45条第1項に規定する住宅改修を行う者又は当該事業所の従業者（監査の方針）

第3条 監査は、介護サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請求について、市長が条例で定める介護サービス事業者等の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について不正を行っているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）、又は介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき市長が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、市長が、当該介護サービス事業者等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護サービス事業者等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「立入検査等」という。）を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを方針とする。

（監査対象の選定）

第4条 監査は、次の各号に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等又は人格

尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行う。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 市長が高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

ウ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

エ 連合会・都道府県・他保険者からの通報情報

オ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者情報

カ 法第115条の35第4項に規定する事由に該当する情報

キ その他、介護サービス事業者等に関する情報

(2) 運営指導における情報

法第23条及び加古川市介護サービス事業者等の指導実施要綱により運営指導を行った介護サービス事業者等について確認した指定基準違反等及び人格尊重義務違反

(監査方法等)

第5条 市長は、監査の対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、次の号に掲げる事項を文書により監査開始時に通知する。ただし、法第23条及び加古川市介護サービス事業者等の指導実施要綱に基づく運営指導を実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通知する。

(1) 監査の根拠規定

(2) 監査の日時及び場所

(3) 監査担当者

(4) 監査対象の介護サービス事業者等の出席者

(5) 必要な書類等

(6) 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

- 2 監査の実施に当たっては、事前に、関係する保険者及び監査の対象が指定地域密着型サービス事業者等又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等の場合は当該事業者を指定している全ての市町村長に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。
- 3 指定又は認可の権限が都道府県にある指定居宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、指定介護医療院開設者等及び指定介護予防サービス事業者等（以下「都道府県指定サービス事業者」という。）に対して、監査を行う場合、都道府県知事に対し事前に実施する旨の情報提供を行い、連携を図るものとする。ただし、都道府県指定サービス事業者の介護給付等対象サービスに関して複数の市町村に関係がある場合には、都道府県が総合的な調整を行うものとする。
- 4 市長は、監査により指定基準違反等又は人格尊重義務違反と認めるとき、文書により都道府県知事にその旨の通知を行うものとする。
- 5 市長は、都道府県と同時に実地検査等を行っている場合には、前項の通知を省略することができるものとする。

(行政上の措置)

第6条 市長は、指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者等、指定介護予防支援事業者等及び指定事業者等（以下「市指定介護サービス事業者等」という。）について、指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置をとるものとする。

(勧告)

第7条 市長は、市指定介護サービス事業者等に指定基準違反等の事実が確認された場合、当該介護サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定により勧告を受けた市指定介護サービス事業者等が、

当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 3 第1項の規定により勧告を受けた市指定サービス事業者等は、期限内に文書により改善内容等についての報告を行うものとする。

(命令)

第8条 市長は、前条第1項の規定により勧告を受けた市指定介護サービス事業者等が正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命令することができる。

- 2 市長は、前項の命令を行ったときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消等)

第9条 市長は、市指定介護サービス事業者等の指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第78条の10各号、法第84条第1項各号、第115条の19各号及び第115条の29各号のいずれかに該当する場合には、当該市指定介護サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

- 2 市長は、前項の指定の取消等を行ったときは、その旨を公示しなければならない。

(監査結果の通知等)

第10条 監査の結果については、文書により通知を行い、第7条～第9条に該当する場合は、それらの通知に代えることができるものとし、第7条～第9条に該当しない、改善を要すると認められた事項については、その旨を通知し期限を定めて報告を求めるものとする。

(聴聞等)

第11条 市長は、監査の結果、市指定介護サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）、加古川市行政手続条例（平成9年条例第1号）、加古川市行政手続条例施行規則（平成9年規則第36条）及び加古川市聴聞の手続に関する

規則（平成6年規則第43号）の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続法第13条第2項各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。

（経済上の措置）

第12条 市長は、取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、市指定介護サービス事業者等が、法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払いに係る保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

2 前項の不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

（関係機関との連携）

第13条 市長は、監査の実施及び監査後の措置等について、都道府県及び他保険者等と必要な情報交換を行う等連携を図るものとする。

2 市長は、法第197条第2項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、国の関係機関に報告を行うものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。